



帯行政第21号

平成29年8月15日

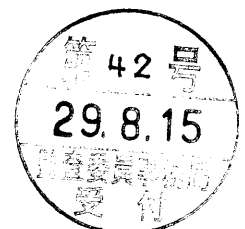
帯広市監査委員 林 伸 英 様
同 秋 田 勝 利 様
同 鈴 木 仁 志 様

帯広市長 米 沢 則 寿
(総務部行政推進室担当)



監査の結果に対する措置の通知について

平成29年3月28日付帯監査第92号において報告のありました平成28年度下期定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知いたします。



監査指摘	措置状況
<p>収入及び支出事務全般について監査した結果、事務処理は適正に行われており、全体を通して改善が図られていることが認められました。</p> <p>このことは、これまでの監査における指摘等を全庁的な課題としてとらえ、適正な事務執行に向けた取組が浸透しつつある成果と評価いたします。</p> <p>本年度においても、市民生活に影響を及ぼす事務処理が発生しましたが、これまでのリスク管理の対応策に加えて、「適正な業務執行の指針」を策定し、全庁を挙げた取組が進められております。</p> <p>しかしながら、重点事項として実施した外部送付帳票等の受領・チェック事務において、市税等の口座振替を行うために金融機関に引き渡す磁気媒体の確認方法について、改善を要する事務処理が見受けられました。</p> <p>今後においては、適正な事務執行に向けた取組を継続され、更なる内部統制の充実に努められますよう期待いたします。</p>	<p>今回の定期監査では、事務処理は適正に行われ、全体的に改善が図られているという評価をいただきましたが、指摘・指導事項等の件数を勘案すると、未だ業務改善の余地は残されていると考えられます。</p> <p>今年度においては、全庁的に事務の適正化を意識するべく、関係法令等の遵守はもとより、平成28年度に策定した「適正な業務執行の指針」における「職員の資質や能力の向上・情報を共有しやすい職場環境づくり・個人のミスを早期是正できる組織のあり方」という3つの視点を改めて念頭に置き、同じ誤りを繰り返さないための取組を継続するよう努めているところであります。</p> <p>特に、重点事項として指摘のあった対外的に送付する帳票等にかかる磁気媒体の確認については、当該事務所管課においてチェック体制の改善に努めており、不適正な事務の防止に向けた対応を進めております。</p> <p>今回の監査結果を踏まえ、市民の信頼に応える行政運営を実施していくため、指針に基づく対応策を軸としながら、適正な事務の執行に向けた取組を継続していきます。</p>